

## 分科会の設置について

### 1 公共放送の在り方に関する検討分科会

#### ○ 主な検討項目

- ・ 三位一体改革のフォローアップ
- ・ 受信料制度の在り方
- ・ その他関連する事項

### 2 災害時における放送の確保に関する検討分科会

#### ○ 主な検討項目

- ・ 放送インフラの耐災害性強化
- ・ 情報難民の解消に向けた取組
- ・ 地域における関係者との連携強化
- ・ その他関連する事項

### 3 当面の進め方

- (1) 各分科会の構成員・オブザーバは当該分科会の分科会長が指名する。
- (2) 会議は原則として公開で行う。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- (3) 分科会の検討状況は、適宜、親会に報告するものとする。